

**【ご注意】**

本書面には、以下の2つの規約を掲載しています。

- ① 「日産ゼロ・エミッションサポートプログラム会員規約」  
株式会社日産フィナンシャルサービスが定める規約です。  
日産ゼロ・エミッションサポートプログラム全般に関する事項を規定しています。
- ② 「カーウイングス会員規約（日産ゼロ・エミッションサポートプログラム版）」  
日産自動車株式会社が定める規約です。  
日産ゼロ・エミッションサポートプログラムのサービスのうち、カーウイングスのサービスに関する事項を規定しています。

## 日産ゼロ・エミッションサポートプログラム会員規約

本規約は、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「当社」という。）が第2条に定める会員に対してクレジットカードの付帯サービスとして提供する「日産ゼロ・エミッションサポートプログラム」に係る一切の關係に適用します。

### 第1条（日産ゼロ・エミッションサポートプログラム）

1. 日産ゼロ・エミッションサポートプログラム（以下「本プログラム」という。）とは、当社が第2条に定める会員資格を有するお客様に対して提供する、クレジットカードの付帯サービスをいいます。
2. 本プログラムの会員（以下「会員」という。）は、本会員規約の定めに従い、本会員規約に定める各サービス（以下「サービス」という。）を受けることができるものとします。

### 第2条（会員）

1. 会員とは、次の各号のすべてに該当する方で、本会員規約を承認のうえ当社に対して当社所定の申込書により本プログラムへの入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。
  - (1) 当社が発行する日産カードの本人会員又は法人会員（但し、日産法人カード VISA・MasterCard 及び日産カードコーポレートの法人会員を除く。）であること。なお、本プログラムの入会申込みと同時に日産カードの入会を申込み、日産カード会員資格を取得した場合を含むものとします。
  - (2) 日産自動車株式会社（以下「日産自動車」という。）が製造する当社所定の電気自動車（但し、事業用自動車を除き、以下「電気自動車」という。）の所有者名義又は使用者名義が会員名義であること。
2. 本プログラムの入会申込みは、会員が購入した又はリースで借受けた電気自動車が会員に納車されるまでの間に限るものとし、当社所定の販売会社を経由して申込みを行うものとします。
3. 本プログラムを付帯した日産カードを他の種類の日産カードに切替える場合、本プログラムは切替後の日産カードの付帯サービスとして引継ぐものとします。引継を希望しない場合、会員は第7条の定めに従い、退会手続を行うものとします。

### 第3条（会員証）

1. 当社は、会員に対し、電気自動車1台につき1枚の会員証を貸与します。会員証の有効期限は、会員証に記載するものとし、有効期限を過ぎた場合は、第4条に定めるサービスを受けることはできません。
2. 会員証の所有権は当社に帰属し、会員は善良な管理者の注意をもって会員証を使用保管するものとします。
3. 会員は、会員証を第三者に譲渡、貸与し、又は担保を設定することはできません。

### 第4条（サービス）

1. 会員が受けることのできるサービスは、次のとおりとします。
  - (1) メンテナンスサービス及びE V診断（E Vバッテリー使い方診断・コンピューター診断）
    - イ. 当社が提供するメンテナンスサービス及びE V診断（E Vバッテリー使い方診断・コンピューター診断）を受けることができます。但し、メンテナンスの対象となる自動車は、会員証記載の電気自動車に限るものとし、メンテナンス項目は会員証記載のとおりとします。
    - ロ. メンテナンスサービス利用時は、当社がメンテナンス業務を委託する販売会社（会員証に記載するものとし、以下「担当販売会社」という。但し、住居移転等により会員の申出に応じてメンテナンス業務を委託する販売会社を変更したときは、当該変更後の販売会社を担当販売会社とする。）に会員ご自身で電気自動車のお持込、お引取をお願いします。
    - ハ. E V診断（E Vバッテリー使い方診断・コンピューター診断）は、メンテナンスサービス利用の際に、担当販売会社で受けることができます。
    - ニ. 会員証に記載のない点検、修理その他の追加整備費用、車両引取費用、納車費用、車検時諸費用（自賠責保険料、重量税、印紙代、検査代行手数料等）は、会員が担当販売会社に直接お支払いください。
  - (2) カーウイングス
    - イ. 日産自動車が提供する「カーウイングス」サービスを受けることができます。但し、本サービスの対象となる自動車は、会員証記載の電気自動車に限るものとします。
    - ロ. 会員は、「カーウイングス」サービスの利用にあたり、日産自動車が定める「カーウイングス会員規約（日産ゼロ・エミッションサポートプログラム版）」を遵守することを承諾し、本プログラムへの入会と同時に、日産自動車のカーウイングス会員になるものとします。
  - (3) 充電器利用サービス
    - イ. 日産自動車及び日産自動車と販売特約店契約を締結している販売会社（以下「日産販売会社」という。）が提供する充電器利用サービスを無償で利用することができます。但し、本サービスの対象となる自動車は、会員証記載の電気自動車に限るものとします。
    - ロ. 本サービスは、日産販売会社の店舗うち、充電器の設置された店舗で受けることができるものとし、当該店舗、利用可能時間、その他利用条件等の詳細は、日産自動車の以下のホームページに掲載するものとします。なお、本サービスの1回あたりの利用時間に制限がある場合がありますので、詳しくは日産販売会社の店舗でご確認ください。  
【URL】 <http://www.nissan.co.jp/POI/>
    - ハ. 充電器には、急速充電器と普通充電器があります。急速充電器は普通充電器よりも短時間での充電が可能ですが、他のお客様が急速充電器を使用中の場合は、普通充電器のご利用をお願いする場合があります。
    - ニ. 他のお客様が充電器を使用中の場合、本サービスのご利用をお待ちいただくことがあります。
  - (4) レンタカー割引サービス
    - イ. 株式会社日産カーレンタルソリューション及びそのフランチャイジーが提供する日産レンタカーを、50%割引料金（他の割引制度との併用はできません。）で利用することができます。但し、割引の対象は基本料金のみとし、免責補償料、日産安心サポートサービス（NAS）、各種オプション料金は割引の対象外となります。また、P4クラス未満の小型乗用車、W3クラス未満のワゴン車、C0クラスの商用車、T2クラス未満のトラック等、一部割引の対象外の車種がありますので、事前にご確認ください。
    - ロ. 本サービスは、会員が本プログラム入会時に申出た住所と同一都道府県内の日産レンタカーの店舗（但し、利尻島・礼文島内の店舗を除く。）を貸渡店舗とする場合に限り利用することができます。また、貸渡店舗と異なる店舗でのご返却（乗捨て）はできません。
    - ハ. 本サービスは、1年間（但し、入会初年度については、入会月から翌年同月末日までを1年間とする。）に6日（利用日数は暦日単位で計算する。）まで利用することができます。
    - ニ. 本サービスを利用する場合は、日産レンタカーの予約センターで事前予約が必要です。空車がない場合等、レンタカーの利用をお断りする場合があります。
    - ホ. レンタカー料金は、日産カードでお支払いいただけます。
    - ヘ. レンタカーの貸渡については、株式会社日産カーレンタルソリューション及びそのフランチャイジーが定める貸渡約款にご同意いただき、当該貸渡約款を適用します。
  - (5) 日産カードスーパーレスキューコール24に基づく費用補償の増額サービス
 

当社が提供する日産カードの付帯サービス「日産カードスーパーレスキューコール24」に基づくレッカー牽引費の費用補償額の上限額を、5万円に増額します。但し、会員証記載の電気自動車について「日産カードスーパーレスキューコール24」を利用する場合には限るものとします。
2. 会員は、サービスの提供にあたり、サービス提供者の求めがある場合は、その求めに応じて直ちにサービス提供者に会員証を提示又は会員番号を申告するものとし、会員証の提示又は会員番号の申告がない場合は、サービスの提供を受けられない場合があることをあらかじめ承諾します。

3. 当社以外のサービス提供者が提供するサービスについて、当社は何ら責任を負わないものとし、当該サービスに関する紛争については、当該サービスのサービス提供者と会員との間で解決するものとし、会員は当社に対し、何らの請求又は苦情申立てを行わないものとし、

### 第5条（会費）

1. 会員は、当社所定の会費を毎月当社に支払うものとします。
2. 第7条第1項による会員資格喪失の場合は、資格喪失日の属する月の末日までの会費をお支払いいただくものとします。また、第7条第2項による退会の場合は、会員が会員証を当社に返却した日の属する月の末日までの会費をお支払いいただくものとします。
3. 会費の支払は、日産カードによる決済とし、カードご利用代金とあわせてお支払いいただきます。
4. 会員がサービス提供者所定の各サービスに係る利用規約等に違反しサービスの提供を受けることができない場合、又は会員がサービスの全部又は一部を利用しない場合（会員資格喪失、退会によりサービスを利用できない場合を含む。）でも、理由のいかんを問わず、会員は、支払済みの会費の返還、会費の減額等を要求することはできないものとし、会員はあらかじめこれを承諾します。

### 第6条（規約及びサービスの変更）

1. 当社は、本規約を随時変更することができ、会員は、変更後の本規約を遵守するものとします。
2. 当社及び当社以外のサービス提供者は、必要に応じて、本プログラムのサービスの利用条件等を変更し、又は本プログラムのサービスを追加・廃止・変更することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾します。この場合、会員は、支払済みの会費の返還、会費の減額等を要求することはできないものとし、あらかじめこれを承諾します。

### 第7条（会員資格の喪失、退会）

1. 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、何らの催告なく当該会員の会員資格を喪失させることができるものとします。
  - (1) 会員証記載の電気自動車の所有者名義及び使用者名義のいずれもが会員の名義と異なることが判明したとき。
  - (2) 会員が本プログラムを付帯した日産カードを退会しもしくは会員資格を喪失したとき、又は本プログラムを付帯した日産カードが利用停止となったとき。
  - (3) 申込内容に虚偽があったとき。
  - (4) 本規約に違反したとき。
  - (5) その他、当社が会員として不相当と判断したとき。
2. 会員は、いつでも当社所定の退会届を当社に提出のうえ会員証を当社に返却することにより、本プログラムを退会することができます。但し、会員が会員証を当社に返却し、かつ第5条に定める会費を支払ったときに、退会となるものとします。
3. 会員証記載の電気自動車を譲渡、買い替え、廃車等により使用しなくなった場合でも、当然には退会とならないものとし、会員は、前項に基づき速やかに退会手続を行うものとします。
4. 会員は、会員資格を喪失し又は退会した場合、各サービス提供者に対して支払うべき金銭債務を負担しているときは、直ちに当該サービス提供者に当該債務を支払うものとします。
5. 会員は、会員資格喪失後、退会手続に伴い会員証を当社に返却した後は、本プログラムに基づくサービスの提供を受けることはできません。

### 第8条（変更の届出）

1. 会員は、入会申込時に届出た住所、氏名、電話番号、登録番号、電子メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で変更手続を行うものとします。なお、各サービス提供者に対する変更手続が必要な場合、会員は各サービス提供者に対してそれぞれ変更の届出を行うものとします。
2. 前項の届出を行わないことにより、会員が不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負わないものとし、

### 第9条（個人情報の取扱）

会員の個人情報の取扱については、日産カードの会員規約に定めるほか、次の各号の規定によるものとし、会員はこれに同意します。

- (1) 当社は、サービス提供者から会員の本人確認、会員の資格確認等の確認を求められた場合は、当該確認を行うために必要な範囲で会員の個人情報を当該サービス提供者に提供するものとします。
- (2) 当社は、会員が会員資格を喪失した場合又は退会した場合、当社以外のサービス提供者に対して、その事実を通知することができるものとします。会員が前条第1項に基づき変更手続を行った場合も同様とします。
- (3) 当社は、次の場合に、他のサービス提供者、日産販売会社及び日産自動車の関連会社（本号において「他のサービス提供者等」という。）に対し、会員の個人情報（第4条に定めるサービスの利用状況等を含む。）を提供することができるものとします。
  - イ. 他のサービス提供者等が、会員に対し、電気自動車に関する各種情報の提供を行う場合。
  - ロ. 他のサービス提供者等が、商品・サービス等の開発、本プログラムに関するサービスの品質向上、お客さま満足度向上、市場動向の把握等の目的でアンケート調査の実施又は個人情報の集計・分析等を行う場合。
  - ハ. 他のサービス提供者等が、自己の商品・サービス等、又はイベント・キャンペーン等の開催に関する郵便物、eメールを送付する等、販促目的で利用する場合。

### 第10条（権利の譲渡等）

会員は、サービスの利用権、その他本プログラムに関する権利又は義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとし、

### 第11条（問合せ先）

本プログラム及びサービスに関する問合せ先は次のとおりです。お問合せにあたっては、本プログラムの会員であることをお申出ください。

【お問合せ先】  
日産E Vカスタマーセンター  
TEL：0120-230-834（24時間、365日）

### （付則）

この規約は、平成22年12月3日から実施します。

以上

# カーウイングス会員規約（日産ゼロ・エミッションサポートプログラム版）

本規約は、日産自動車株式会社（以下「日産自動車」という。）と、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「NFS」という。）の日産ゼロ・エミッションサポートプログラム会員（以下「会員」という。）との間の、日産自動車が提供する「カーウイングス」（以下「本サービス」という。）の利用に係る一切の關係に適用します。

## 第1条（本規約の範囲及び変更）

- 本規約の他、日産自動車が別途定める本サービスに係る諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
- 日産自動車が決める手段を通じて会員に対し随時通知される本サービスに係る諸規定は、通知した時点をもって本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。
- 日産自動車は、1ヶ月前までに以下のアドレスのホームページに本規約の変更内容を公開することにより、会員の了承を得ることなく本規約を変更することができるものとし、会員はこれを承諾します。
- 本規約と諸規定の内容が異なるときは、諸規定の内容が優先して適用されるものとします。

【URL】 <http://n-link.nissan.co.jp/>（N-Link OWNERSサイト）

## 第2条（本サービスの内容及び提供条件）

本サービスのサービス内容、サービス提供条件に関する諸規定は、別表に定めるものとします。なお、日産自動車は会員への事前通知なしに当該諸規定を変更することがあり、会員はこれを承諾します。

## 第3条（本サービスの利用）

本サービスの利用は、NFSが提供する日産ゼロ・エミッションサポートプログラムへの入会申込みを行い、かつNFSにより当該プログラムへの入会申込みが承諾され、「日産ゼロ・エミッションサポートプログラム会員規約」及び本規約に承諾された方を対象とします。

## 第4条（契約の単位）

- 本サービスに係る会員契約は、日産ゼロ・エミッションサポートプログラムのサービス（以下「サポートプログラムサービス」という。）提供を受ける対象の電気自動車の車両単位で成立するものとします。なお、会員は本サービスの利用にあたり、車両1台につき契約者1名を登録しなければなりません。
- 会員は以下のWebページ（N-Link OWNERSサイト）にアクセスし、本サービス用のユーザーIDとパスワード、メールアドレスを登録します。なお、会員はユーザーIDやパスワード、メールアドレスの変更を行う場合は所定のWebページにアクセスし、変更するものとします。

【URL】 <http://n-link.nissan.co.jp/>（N-Link OWNERSサイト）

## 第5条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、本サービスの利用権、その他本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。

## 第6条（本サービス用ユーザーID等の管理責任）

会員は本サービス用ユーザーID及びパスワード、メールアドレスの管理について責任を持ち、使用上の過誤、第三者による不正使用等理由を問わず、自己の当該ユーザーID等の使用による本サービスの利用にかかわる一切の責務（本サービスの料金の支払を含む。）を負い、日産自動車に損害を与えることのないものとします。

## 第7条（会員都合によるサービス利用の一時中断）

日産自動車は、本規約に基づき登録した車両の修理、盗難、買い替えなどの理由を問わず、会員からの本サービス利用の一時中断の請求及びそれに伴う会員費用の減額等の請求は受け付けません。

## 第8条（サービス内容の変更・廃止）

日産自動車は、会員への事前通知なくして本サービスの全部又は特定のサービス内容を変更もしくは廃止することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

## 第9条（サービス提供の一時的な中止）

日産自動車は以下に該当する場合には、何らの責任を負うことなく、会員への事前通知なくして一時的に本サービスの提供を中止することがあります。

- 本サービスのシステムの保守・工事を定期的に又は緊急に行う場合
- 火災、停電、通信の輻湊による車載通信モジュールの利用制限等により本サービスの提供ができなくなった場合
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
- その他、運用上又は技術上、本サービスの一時的な中止が必要であると日産自動車が判断した場合

## 第10条（本サービスの提供エリア等）

本サービスの提供エリアは、日産自動車が指定する通信事業者及び全球測位システム（GPS）が実際に利用可能な日本国内のエリアとします。但し、当該エリア内であっても、電波の伝わりにくいところでは、サービスが受けられないことがあります。

## 第11条（本サービスの対応言語）

本サービスの提供は、日本語のみの対応となります。

## 第12条（損害賠償）

- 会員が本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、会員は自己の費用負担をもって解決し、日産自動車はいかなる責任も負わず、一切の損害賠償を行う義務はないものとします。
- 会員が本規約に反した行為、又は不正もしくは違法な行為によって日産自動車に損害を与えた場合、日産自動車は会員に対して当該損害の賠償請求を行うことができます。

## 第13条（私的利用の範囲外の利用禁止）

- 本サービスを通じて提供される情報に関する著作権その他知的財産権は、別段の定めがない限り、日産自動車に帰属するものとします。
- 会員は、日産自動車及び当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当該第三者が承認した場合を除き、本サービスを通じて入手したいいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用することができません。
- 会員は、第三者をして本サービスを通じて入手したいいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用させることができません。

## 第14条（営業活動の禁止）

会員は、日産自動車が承認した場合を除き、本サービスを使用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用を行うことができません。

## 第15条（電子メール）

会員は、電子メールを日産自動車との通信手段として使用するものとします。

## 第16条（会員情報の利用）

- 日産自動車は、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報（氏名、住所、車両情報その他特定の個人を識別することができるものをいい、以下「個人情報」という。NFSを通して知りえたものも含む。）を本サービス提供の他、次の各号の目的で利用できるものとします。なお、会員ご本人からの申し出があった場合には、次の各号の目的のための個人情報の利用を停止いたします。
  - 本サービス及び自動車その他に関する、日産自動車又は日産自動車の関連会社等が取り扱う商品・サービス等、あるいはイベント・キャンペーン等の開催に関する郵便物、eメールの送付等、日産自動車の販促目的で利用する場合
  - 本サービス、自動車その他の日産自動車及び日産自動車の関連会社を取り扱う商品、サービス等の開発、品質向上、お客さま満足度向上、市場動向の把握等の目的でアンケート調査の実施又は個人情報の集計・分析等する場合
  - その他、個別に会員の同意を得たうえで個人情報を利用する場合
- 前項のほか、日産自動車が本サービスの提供のために必要な業務を第三者（以下「委託先」という。）に委託する場合、委託先はその目的の範囲内で会員の個人情報を利用できるものとします。
- 日産自動車は、前項に基づき委託先に個人情報を利用させる場合、委託先における個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の予防に努めるとともに、委託先に個人情報の保護に関する法律及び関連する政省令並びにその他のガイドラインを遵守させるものとします。

## 第17条（個人情報の第三者提供）

会員は、日産自動車が以下の各号の場合に会員の個人情報を第三者に提供することを承諾するものとします。

- 日産自動車と販売特約店契約を締結している販売会社（以下「日産販売会社」という。）及び日産自動車の関連会社（NFSを含む。）が、会員に対して、自己の商品・サービス等、又はイベント・キャンペーン等の開催に関する郵便物、eメールを送付する等販促目的で利用するために、当該日産販売会社又は関連会社に開示・提供する場合
- その他、個別に会員の同意を得たうえで個人情報を開示・提供する場合

## 第18条（会員情報の利用の同意）

会員は、前二条の定めに従い、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報を日産自動車が利用し、又は第三者に提供し、当該第三者が会員の個人情報を利用することに同意します。ただし、会員は、前二条に基づく個人情報の第三者への提供（以下「第三者提供」という。）

の停止を希望する場合、別途日産自動車が指定する方法により、第三者提供を停止することができるものとします。

## 第19条（走行情報等の発信）

- 会員は、本サービスを利用した場合、会員の車載キットに入力された目的地等の入力情報並びに登録車両や本サービス使用状況の他、位置、走行距離、電池残量及びバッテリーの利用状況等の走行情報（以下総称して「走行情報等」という。）が、自動的に日産自動車に送信され、日産自動車が当該走行情報等を取得することを承諾するものとします。なお、日産自動車は取得した走行情報等を、個人情報に準ずる扱いをするものとし、本サービスの提供、日産自動車の商品及びサービスの開発・提供等を目的として利用できるものとします。
- 会員は、当社から別途配布されるマニュアルに記載の設定（以下「停止設定」という。）を行うことにより、日産自動車への走行情報等の一部情報の自動送信を停止することができるものとします。なお、会員は、停止設定を行った場合、当該停止設定を解除しない限り、本サービスの一部が使用できなくなる事を承諾するものとします。
- 会員は、日産自動車がNFSに対し、次の目的で走行情報等を提供することを承諾するものとします。
  - NFSが会員に対し、電気自動車に関する各種情報の提供を行う場合。
  - NFSが商品・サービス等の開発、サポートプログラムサービスの品質向上、お客さま満足度向上、市場動向の把握等の目的でアンケート調査の実施又は個人情報の集計・分析等を行う場合。
- 会員は、前項に定めるほか、日産自動車が個人を識別できないように統計処理された走行情報等を、道路状況分析又は第三者への情報等の提供サービスを行う事を目的として日産自動車が認めた第三者に提供することを承諾するものとします。

## 第20条（発信者情報の開示等）

- 会員は、別途日産自動車が指定する方法により、自己の個人情報の開示・訂正等を行うことができるものとします。
- 日産自動車は、法令に従い、又は法令に基づき会員の個人情報及び走行情報の開示が求められたとき、会員の個人情報を開示することがあり、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。また、Webページ等で会員が登録した情報を、会員へ通知することなく削除することがあります。

## 第21条（会員資格の取消）

会員が次の各号に該当する場合、日産自動車は会員に何ら事前の通知又は催告することなく、会員資格を一時停止又は取消することができるものとします。

- 日産ゼロ・エミッションサポートプログラムの会員資格が取消された場合。
- 過去に会員資格を取消されていることが判明した場合
- 入会手続き時又は変更手続き時の会員からの申告内容に事実と異なるものがあることが判明した場合
- 申込者が未成年者等であって、本サービスの申込又は継続にあたり、法定代理人等の同意を得ていない場合
- 正当な目的なしに日産自動車へ通信を行い、本サービスの提供のための設備や人員を不当に占有する等本サービスの運営を妨害した場合
- 本規約のいずれかに違反した場合
- 法令又は公序良俗に違反する行為を行った場合
- その他日産自動車が会員として不適当と判断した場合

## 第22条（退会）

会員は、日産ゼロ・エミッションサポートプログラムから退会した場合、自動的に本サービスからの退会となるものとします。但し、N-Link OWNERSサイトに関する一部の契約関係は本サービス退会後も継続するものとし、詳細はN-Link OWNERS規約の定めによるものとします。

## 第23条（車載キットの変更）

会員は、車載キットを変更し、又は車載キットを保有しなくなったときは、自己の責任と負担において、車載キットに入力された個人情報を日産自動車所定の手続きにより消去するものとします。会員が所定の手続きを行わなかったことにより、車載キットに入力された個人情報が第三者に漏洩した場合であっても、日産自動車は一切責任を負わないものとします。

## 第24条（禁止行為）

会員は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。該当する行為が行われていると日産自動車が判断した場合は、直ちに本サービスの提供を中止できるものとします。

- 本サービスで提供された情報を営利目的で再利用する行為
- 私的利用の範囲を超えて会員以外の第三者に本サービスを利用させる行為
- 法令又は公序良俗に違反する行為
- 正当な目的なしに日産自動車へ通信を行い、本サービスの提供のための設備や人員を不当に占有する行為
- その他本サービスの運営を妨げる行為

## 第25条（免責事項）

- 日産自動車は本サービスの内容（本サービスを通じて提供される情報を含む）に関し、その最新性及び最適性の保持に最大限の努力をしますが、その内容を保証するものではありません。
- 本サービスの利用に関する会員間又は会員と第三者との間のトラブルに対して、日産自動車は一切の責任を負わないものとします。
- 日産自動車は、次の各号の場合には会員が本サービスの全部又は一部を受けられなかったことにつき一切責任を負わないものとします。
  - 会員による登録メールアドレスの変更がなされなかったことに起因する場合
  - 登録車両において携帯電話による通信設定がなされる等、日産自動車が指定しない組み合わせにより機器等（車載通信モジュール、携帯電話）が使用された場合
  - 通信障害等の通信不良、通信事業者の責めに帰すべき事由又は通信事業者による通信サービスの停止による場合

## 第26条（合意管轄裁判所）

会員と日産自動車の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を会員と日産自動車の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## （付則）

この規約は、平成22年12月3日から実施します。

## 《別表》

- 本サービスの内容
  - 最速ルート探索
  - オペレータサービス
  - 情報チャンネル
  - リモート機能設定（充電/エアコン）
  - 充電施設情報自動更新
  - WEBによる各種情報の提供など  
※上記サービス内容は予告なく変更・中止になる場合があります。  
※提供するサービスは対応の車載通信モジュールの種類により異なる場合があります。  
※パソコン又は携帯電話の機種により一部ご利用できないサービスもあります。  
※上記以外の新たなサービスが追加されることがあります。
- 本サービスの提供時間  
24時間・年中無休  
但し本規約に規定するサービス提供の一時的な中止に該当する場合は除きます。

以上